

令和5年度

健康教育・食育行政担当者連絡協議会

【参考資料集】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

# 目次

## (1) 全般的事項、国庫補助金、叙勲

- へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業について・・・5
- 要保護児童生徒援助費（医療費）の取り扱いについて（平成18年10月31日）・7
- 学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて（平成29年10月19日29文科初第984号）・・・9

## (2) 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）（令和5年4月28日5文科初第347号）・・・12
- 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和5年4月28日5文科初第345号）・・・15
- 公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果【令和5年1月10日時点】・・・23
- 感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A（厚生労働省）・・・25
- 厚生労働省リーフレット「新型コロナウイルス 療養に関するQ&A」・・・30
- 厚生労働省リーフレット「症状が長引く（罹患後症状） ことがあることを知っていますか？」・・・31
- 学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和5年4月28日5教参学第6号）・・・32

## (3) 学校保健関係

### ○学校保健関連予算事業について

- 学校保健推進体制支援事業・・・40
- 養護教諭の業務の在り方に関する調査研究事業・・・41
- がん教育等外部講師連携支援事業・・・42
- 児童生徒の近視実態調査事業・・・43
- 脊柱側弯症検診に関する調査研究事業・・・44
- 学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業・・・45
- 学校等における感染症対策の支援・・・46
- 学校等欠席者・感染症情報システムの充実・・・47

### ○通知・事務連絡等

- 高等学校等における献血に触れ合う機会の受け入れについて（依頼）（令和4年7月1日事務連絡）・・・48
- 学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブラコム®）の投与について（令和4年7月19日事務連絡）・・・53
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知等について（依頼）（令和4年11月9日事務連絡）・・・58
- 「生命（いのち）の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）（令和4年11月11日事務連絡）・・・64
- 学校での結核検診における結核高まん延国の変更について（令和4年12月23日事務連絡）・・・67

- 学校における集団フッ化物洗口について（令和5年1月6日事務連絡）・・・70
- 学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について（令和5年2月8日事務連絡）・・・78
- 高校生向けテキスト「けんけつHOP STEP JUMP」（2023年度版）を活用した令和5年度における献血の普及啓発について（依頼）（令和5年2月28日事務連絡）・・・80
- 中学生を対象とした献血の普及啓発について（依頼）（令和5年3月8日事務連絡）・・・82
- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について（令和5年3月29日事務連絡）・・・84
- 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）（令和5年3月30日4文科初第1961号）・・・87
- 指導用参考資料、教材、啓発資料等について・・・107

#### （４）労働安全衛生関係

- 学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）（平成31年4月）・・・119
- ストレスチェックの実施状況・・・125
- ストレスチェックの活用について・・・126
- 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況（令和3年度）・・・127
- 公立学校における労働安全衛生管理体制の事例集（令和5年2月一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会）・・・128
- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について（通知）（平成31年3月29日30初健食第30号）・・・144
- 参考資料（労働安全衛生管理の充実にあたって各地方公共団体においてご活用いただける一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会の事業）・・・166

#### （５）学校給食・食育関係

- 第4次食育推進基本計画・・・177
- 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況（令和4年度）・・・178
- 学校給食における地場産物・国産食材活用状況の推移・・・179
- 平成17～令和4年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）・・・180
- 公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合（令和4年5月1日現在）・・・181
- 学校給食地場産物使用促進事業・・・182
- 食に関する健康課題対策支援事業・・・183
- 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等・・・184
- 物価高騰による学校給食費の保護者負担軽減について（地方創生臨時交付金の活用）・・・185
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について（令和5年4月3日5文科初第3号）・・・186

(6) 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上について

- 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の  
取りまとめ【概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
- 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の  
取りまとめ（令和5年1月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

## (1) 全般的事項、国庫補助金、叙勲

## へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業について

へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業には、「1 医師等派遣事業」及び「2 心臓検診事業」がある。（経費の範囲等の詳細は、以下のとおり）

なお、対象となるのは、それぞれ以下の事業とする。

- ・「1 医師等派遣事業」：第2号様式7-1に計上した事業計画額の合計が20万円以上の事業
- ・「2 心臓検診事業」：第2号様式7-2の補助対象経費の合計が6万円以上の事業

### 1 医師等派遣事業（別紙様式1及び第2号様式7-1）

#### (1) 補助対象となる経費の範囲

- ①学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第8条の規定に基づく健康相談及び同法第13条第1項の規定に基づく健康診断を行う場合における医師及び歯科医師の派遣に必要な謝金及び旅費
  - ②学校保健安全法第6条第2項及び第3項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第2項及び第3項の規定に基づく学校給食の衛生管理のために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費
- ※委託料として支出する場合であっても、上記経費相当分を明確に区分して算出できるのであれば、当該経費相当分の額を補助対象経費として差し支えないこと。

#### (2) 補助対象となるへき地学校

補助対象となるへき地学校は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定により、指定されたへき地学校（級数は問わない。）であること。ただし、医療機関（薬剤師を派遣する事業にあつては「薬剤師の住所」とする。以下同じ。）までの距離（当該学校から医療機関までの距離のうち交通機関のない部分（海上による交通を常態とする場合を含む。）の距離についてはその距離に1を、交通機関のある部分の距離についてはその距離に0.5をそれぞれ乗じて計算した距離の合計）が約4km以上あるものに限る。

※ 補助対象となるへき地学校には、へき地学校に準ずる学校及び共同調理場は含まれない。

#### (3) 補助限度額

要綱別表で定める「別に通知する額」（補助限度額）は、下表の派遣費及び派遣人員・回数により算出した額に補助率1/2を乗じた額とする。

#### 【派遣費】

区分	医師	歯科医師	薬剤師
謝金	44,000円	44,000円	34,000円
旅費	6,000円	6,000円	6,000円

【派遣人員・回数】

区 分	医 師		歯科医師		薬剤師	
	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数
児童生徒が 100人未満の 学校	3人	1回	1人	1回	1人	1回
児童生徒が 100人以上200 人未満の学校	3人	2回	1人	2回	1人	2回
児童生徒が 200人以上	3人	3回	1人	3回	1人	3回

参考 限度額の算出例

- ・児童生徒が100人未満の学校における医師の派遣の限度額  
 $(44,000円 + 6,000円) \times 3人 \times 1回 \times 1 / 2 = 75,000円$   
 $(44,000円 + 6,000円) \times 2人 \times 1回 \times 1 / 2 = 50,000円$
- ・児童生徒が200人以上の学校における医師の派遣の限度額  
 $(44,000円 + 6,000円) \times 3人 \times 3回 \times 1 / 2 = 225,000円$   
 $(44,000円 + 6,000円) \times 2人 \times 3回 \times 1 / 2 = 150,000円$

## 2 心臓検診事業（別紙様式2、第2号様式7-2及び7-2添付資料）

(1) 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、へき地学校等の小学校第1学年及び第4学年並びに中学校第1学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業の実施に要する、専門医、技術者等の派遣に必要な経費、児童生徒の移動に必要な経費（交通費）、心電図検査料及び心電計搬入に必要な経費であること。

(2) 補助対象となるへき地学校等

補助対象となるへき地学校等は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定により指定されたへき地学校（級数は問わない。）及びへき地学校に準ずる学校であること。

(3) 文部科学大臣が定める額

要綱別表で定める「文部科学大臣が定める額」は、「2,260円」であること。なお、2,260円は、1人当たりの補助金額の上限であること。

## 要保護児童生徒援助費（医療費）の取り扱いについて

### ●対象疾病（学校保健法施行令第7条）

#### ①トラコーマ及び結膜炎

流行性角結膜炎，咽頭結膜炎（プール熱），急性出血性結膜炎，細菌性結膜炎，淋菌性結膜炎，封入体結膜炎，ウイルス性結膜炎など。（アレルギー性結膜炎は対象外。）

#### ②白癬、疥癬及び膿痂疹

頭部白癬，顔面秕糠状白癬，体部白癬，水疱性斑状白癬，汗疱状白癬（みずむし），爪白癬，疥癬，伝染性膿痂疹など。

#### ③中耳炎

急性中耳炎，慢性中耳炎，滲出性中耳炎，乳様突起炎を伴う中耳炎など。

#### ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド

慢性副鼻腔炎，アデノイドなど。（急性副鼻腔炎，アレルギー性副鼻腔炎は対象外）

#### ⑤齲歯

保険診療で対象となる治療。（齲歯の治療と衛生指導料などが一体のものは、衛生指導料も対象。ここで言う「一体」とは、齲歯の治療を行なうには、衛生指導などを伴わないと治療行為を行なわない歯科医院のケースを想定しており、積極的に衛生指導料を認める訳ではありません。そのため、基本的には衛生指導料は対象外。）

#### ⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

回虫症，十二指腸虫症，蟯虫症，フィラリア症，肺吸虫症，肝吸虫症，日本住血吸虫症，条虫症，アニサキス症，トキソプラズマ症など。

## 一般的な取り扱い

- 国庫補助の対象となる疾病は、児童・生徒の健康の保持増進に大きな影響があることはもちろんのこと、伝染性のある疾病や学習に支障が生じる疾病のうち、児童・生徒が比較的良く罹りやすく、「早期発見、早期治療」が有効な疾病である。

なお、アトピー性皮膚炎などは、治療方法が確立されていないことや、予算措置が困難であることから、国庫補助の対象としていない。

- 国庫補助の対象となるのは、保険診療で対象となる治療方法とする。

- 院外処方箋料は、補助対象となる。

- 入院費は、補助対象となる。

ただし、長期入院となるような重症のものであって、生活保護の実施機関が入院を必要と認めた要保護児童生徒については、入院時以降における医療費について、地方公共団体は、生活保護の実施機関と連絡をとり、生活保護法による医療扶助の申請を行うよう措置すること。

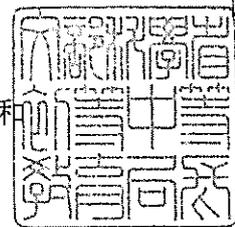
また、入院時の食事代も、補助対象となる。(栄養バランスの良い食事を取ることで、早期治癒を促す食事療法であるという観点から、補助対象としている。)



29文科初第984号  
平成29年10月19日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長  
高橋道和



(印影印刷)

### 学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて

学校給食費を含む就学援助費等の取扱いについては、「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」（昭和39年2月3日付け文初財第21号）等においては、「学校長が保護者の代理者として給与費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」等としています。

一方、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、学校給食の安定的な実施のため、学校給食費に係る就学援助等について、保護者に委任状を求めることなく実施できないかという提案がありました。

については、従前の取扱いを変更するものではありませんが、学校現場における業務改善の取組を強く推進していくことが求められている中、今回の提案も踏まえ、学校給食費に係る就学援助費等の金銭給付以外の取扱いについて下記のとおり改めて整理し、通知します。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し本通知を周知するとともに、学校給食及び就学援助が一層適切に実施されるよう指導願います。

### 記

#### 第1 就学援助費における取扱いについて

- 1 学校給食費に係る就学援助費については、金銭給付ではなく、学校給食そのものを現物給付として提供し、又は保護者から徴収する学校給食費を就学援助を受けない保護者より低額に設定し負担させることも可能であること。
- 2 1の方法による就学援助費は、地方公共団体が保護者に金銭として給付するものではないことから、校長が就学援助費を代理受領することにならず、保護者の委任状を要しないこと。

- 3 1の方法による就学援助に要する経費についても、学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する国の補助の対象となること。
- 4 1の方法による就学援助に要する経費を他の保護者から徴収する学校給食費で賄うことは不適切であり、必ず地方公共団体において必要な財源を確保するとともに、保護者や児童生徒に就学援助を受けない保護者から徴収する学校給食費が財源であるとの誤解が生じないように留意すること。
- 5 4のほか、就学援助の実施に当たり、児童生徒に卑屈感や劣等感を抱かせることのないよう細心の注意を払うこと。

## 第2 特別支援教育就学奨励費における取扱いについて

学校給食費を含む特別支援教育就学奨励費については、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第3条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第157号）第4条等の規定に基づき、経費の支給を受ける保護者等が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがある場合には、保護者からの委任状を要せず、現物をもって支給することができること。

### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局  
（本通知全般及び第1について）  
健康教育・食育課 庶務・助成係  
TEL：03-5253-4111（内線2693）  
E-mail：kenshoku@mext.go.jp  
（第2について）  
特別支援教育課 庶務係  
TEL：03-5253-4111（内線2430）  
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

## (2) 学校における新型コロナウイルス 感染症対策について

5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。

5文科初第347号  
令和5年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
各指定都市・中核市市長  
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

5類感染症への移行後の学校における  
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考としていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長

におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること

### 2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること

- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。

5 文科初第 345 号  
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学法人の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各指定都市・中核市市長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 章夫

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校を含む。この段落において同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定

こども園に対して、厚生労働省医政局長及び同省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただくよう併せてお願いします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）によって、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが変更されることを踏まえ、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について所要の改正を行うこととすること

### 2. 改正の概要

#### （1）新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加（第18条第1項第2号関係）

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、施行規則第18条第2項の規定により、第一種の感染症とみなすとしているところ、感染症法上の位置付けが変更され、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなることから、学校において予防すべき感染症としての位置付けを見直し、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）を加えたこと

#### （2）新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定（第19条第2号関係）

現在、施行規則上、新型コロナウイルス感染症を第一種の感染症とみなしていることから、出席停止の期間の基準について「治癒するまで」としているところ、第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする規定を加えたこと

#### （3）施行期日（附則関係）

改正省令は、令和5年5月8日から施行することとしたこと

### 3. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- 施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

【参考】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

○事務連絡 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

○事務連絡 別紙

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>

#### 4. その他の留意事項

(1) **新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について**  
これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

#### (2) **濃厚接触者の取扱いについて**

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われな~~い~~こととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われ~~な~~いこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

(3) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

なお、幼稚園等については、指導要録に「出席停止・忌引等の日数」の欄がないことから、これらの場合において、備考欄等に「非常変災等幼児又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、園長（又は校長）が出席しなくてもよいと認めた日」として、幼稚園等に出席しなかった日数を記載することも可能であること

(4) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと

また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

○令和五年文部科学省令第二十二号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳<sup>せき</sup>、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症</p> <p>(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号子において同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「略」</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過</p>	<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳<sup>せき</sup>、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「同上」</p> <p>「チを加える。」</p>

するまで。

三〇六 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三〇六 「同上」

附 則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

## 【参考】公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果 【令和5年1月10日時点】

- ◇ 調査対象 : 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
- ◇ 調査内容 : 小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校におけるCO<sub>2</sub>モニター／サーキュレータ／HEPAフィルタ付空気清浄機の設置状況
- ◇ 回答数 : 1,618教育委員会 (30,747校)

### 1. CO<sub>2</sub>モニターの設置状況

- ・ 1台以上設置されている学校数 : 19,099校 (62.1%)
- ・ 全教室（普通教室）に設置されている学校数 : 10,302校 (33.5%)

### 2. サーキュレータの設置状況

- ・ 1台以上設置されている学校数 : 17,947校 (58.4%)
- ・ 全教室（普通教室）に1台以上設置されている学校数 : 10,162校 (33.1%)

### 3. HEPAフィルタ付空気清浄機の設置状況

- ・ 1台以上設置されている学校数 : 13,474校 (43.8%)

※ 教育委員会が把握している設置状況を回答しており、各学校における設置状況を把握していない教育委員会は未設置として集計。  
※ サーキュレータには、扇風機や換気扇等は含まれていない。また、2及び3においては、十分な換気量が確保されていることから未設置の学校も含まれている。

## 【参考】公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果（都道府県別）

	CO <sub>2</sub> モニター		サーキュレーター		HEPAフィルタ付 空気清浄機	
	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に設置されている学 校	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に1台以上設置され ている学校	1台以上設置されて いる学校	全教室（普通教室） に1台以上設置され ている学校
平均	62.1%	33.5%	58.4%	33.1%	43.8%	
北海道	58.9%	35.9%	73.5%	57.5%	47.8%	
青森県	66.6%	44.5%	52.3%	29.0%	37.8%	
岩手県	70.1%	55.1%	68.4%	46.5%	59.1%	
宮城県	74.0%	45.5%	61.0%	39.0%	40.7%	
秋田県	68.1%	46.6%	68.1%	47.4%	47.7%	
山形県	93.9%	68.3%	86.4%	50.4%	40.3%	
福島県	76.6%	54.2%	56.7%	31.0%	43.6%	
茨城県	50.9%	30.2%	62.7%	32.6%	47.0%	
栃木県	65.6%	25.6%	82.8%	41.9%	64.1%	
群馬県	73.2%	44.4%	56.7%	18.3%	45.8%	
埼玉県	66.0%	39.1%	56.6%	20.0%	39.2%	
千葉県	54.7%	23.9%	67.4%	34.8%	40.7%	
東京都	66.7%	31.3%	52.0%	32.9%	28.4%	
神奈川県	78.2%	46.5%	40.8%	25.7%	24.9%	
新潟県	49.8%	27.3%	61.6%	31.2%	36.7%	
富山県	55.7%	26.4%	72.5%	37.9%	70.0%	
石川県	61.4%	32.5%	62.3%	40.9%	49.4%	
福井県	68.1%	40.8%	67.7%	39.6%	46.2%	
山梨県	88.8%	63.3%	68.2%	53.1%	62.9%	
長野県	66.5%	31.5%	55.9%	22.2%	37.0%	
岐阜県	85.4%	60.9%	68.7%	45.8%	53.0%	
静岡県	63.1%	30.0%	67.4%	39.8%	55.5%	
愛知県	59.1%	12.7%	38.9%	18.0%	24.7%	
三重県	65.4%	47.6%	45.7%	23.9%	52.4%	
滋賀県	58.2%	37.9%	69.8%	45.6%	68.4%	
京都府	53.7%	21.0%	48.1%	24.4%	44.2%	
大阪府	45.0%	17.5%	33.4%	11.6%	26.6%	
兵庫県	37.9%	15.4%	47.3%	26.0%	48.9%	
奈良県	55.1%	38.4%	63.9%	20.8%	46.0%	
和歌山県	51.4%	29.2%	53.3%	24.3%	62.0%	
鳥取県	54.5%	35.8%	78.1%	57.2%	65.8%	
島根県	55.4%	26.5%	64.0%	36.6%	56.0%	
岡山県	55.5%	27.0%	65.2%	33.6%	50.0%	
広島県	70.9%	33.0%	41.1%	10.8%	32.4%	
山口県	46.2%	28.2%	54.4%	26.7%	31.5%	
徳島県	66.4%	52.7%	71.1%	47.7%	68.6%	
香川県	53.6%	25.4%	77.0%	53.2%	59.7%	
愛媛県	58.5%	39.0%	62.5%	32.6%	57.0%	
高知県	55.9%	29.9%	58.0%	31.7%	43.2%	
福岡県	67.0%	33.1%	63.1%	39.3%	42.4%	
佐賀県	49.8%	37.9%	69.7%	47.9%	53.3%	
長崎県	59.2%	34.5%	61.2%	37.4%	56.6%	
熊本県	71.8%	39.7%	60.7%	39.0%	48.8%	
大分県	100.0%	36.9%	68.3%	41.1%	61.6%	
宮崎県	52.3%	33.5%	57.2%	30.8%	59.1%	
鹿児島県	57.1%	31.3%	72.3%	45.4%	66.8%	
沖縄県	49.5%	19.1%	68.9%	37.3%	40.8%	

※ 回答のあった教育委員会について、所在する都道府県ごとに集計したものであり、必ずしも、域内の全ての教育委員会の設置状況を反映した  
ものではないことに留意。

## Q1：新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差があります。発症2日前から発症後7～10日間は**感染性のウイルスを排出している**といわれています（参考1）。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は感染させるリスクが高いことに注意**してください（参考2）。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

参考1 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者の割合は、症状が続いている患者も含め、発症日を0日目として8日目（7日間経過後）で15%程度、11日目（10日間経過後）で4%程度となります。

参考2 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者について、発症日を0日目として3日間程度は平均的に高いウイルス量となっていますが、4日目（3日間経過後）から6日目（5日間経過後）にかけて大きく減少し、ウイルスの検出限界に近づきます（6日目（5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1）。一般に、ウイルス排出量が下がると、他の人にうつしにくくなると言われています。

## Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれども、個人の主體的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いいたします。各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

**また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。**

### (1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として**5日間は外出を控えること**（※2）、かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること****が推奨されます**。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

### (2) 周りの方への配慮

**10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう**。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※ 学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

## 感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&amp;A③

**Q3：5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？**

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づき外出自粛は求められません。

**Q4：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？**

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話ができるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。

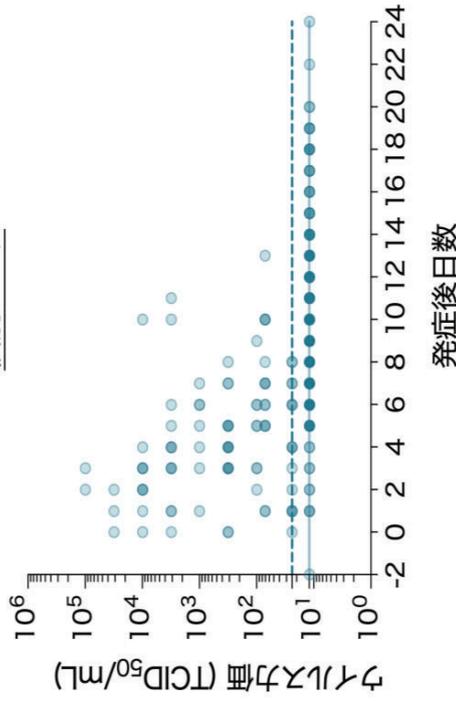
# 参考1 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザーボード専門家提出資料（令和5年4月5日）

## オミクロン系統感染者のRT-qPCR陽性検体における鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量

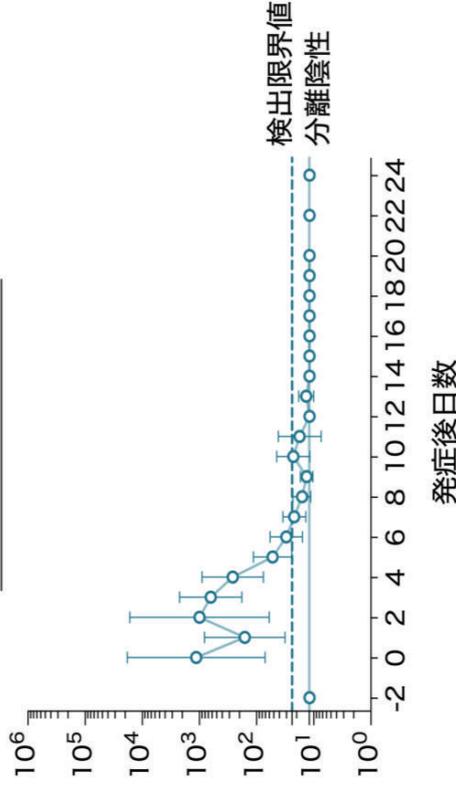


幾何平均±95%信頼区間

個別データ



発症後日数	-2	0	1	2	3
検体数	0	6	14	9	18
幾何平均	12.0	1156.8	163.1	1009.9	642.1
95%信頼区間	NA, NA	72.0, 18577.9	32.4, 821.8	60.4, 16877.6	183.5, 2246.6



発症後日数	4	5	6	7	8	9	10	11
検体数	15	22	26	29	20	18	26	14
幾何平均	262.9	53.0	30.6	22.1	16.6	13.5	23.7	17.9
95%信頼区間	76.2, 907.0	24.5, 114.6	16.0, 58.4	14.0, 35.0	11.3, 24.3	10.5, 17.3	11.8, 47.4	7.6, 42.2

**目的：**オミクロン系統感染者から採取されたウイルス分離試験陽性の鼻咽頭スワブ検体中の感染性ウイルスを定量するために、ウイルス力価（感染性ウイルス量）を測定した。

**材料：**感染症法第15条第2項の規定に基づき2021年11月29日から2022年1月13日までに実施されたオミクロンBA.1系統感染者を対象とした積極的疫学調査の残余検体のうち、オミクロンBA.1系統感染有症状者85症例から得られたRT-qPCR陽性の鼻咽頭スワブ検体（合計277検体）※無症状者は含まない。

**方法：**検体希釈液の希釈系列を作製し、VeroE6/TMPRSS2細胞に接種し5日間培養後、CPEを指標として検体中のウイルス力価を測定した。ウイルス力価の計算はKarBerの式によってTCID<sub>50</sub>/mLとして算出した。検出限界値は24 TCID<sub>50</sub>/mL(点線)でウイルス分離陰性の検体は12 TCID<sub>50</sub>/mL(実線)とした。発症後日数毎の個別データと幾何平均と95%信頼区間を示した。

**結果：**発症後から幾何平均ウイルス力価の減少傾向が認められた。発症後7日には、幾何平均ウイルス力価が検出限界値を下回り、それ以降、幾何平均ウイルス力価が検出限界値を上回ることとはなかった。

**考察：**RT-qPCR陽性であった鼻咽頭検体において、発症後、経時的に感染性ウイルス量が減少していることが示唆された。

**制限：**本検討ではRT-qPCR陰性であった検体を含んでおらず、感染性ウイルスを排出している者の割合については評価していない。また、今回の検体は全てBA.1感染者から採取された検体であり、他の変異株感染者等で同様の結果であるかどうかは不明である。ワクチン接種者と未接種者、過去の感染履歴がある者など免疫履歴が異なる者を区別しておらず、これらが結果に影響を与える可能性を否定できない。発症後日数の経過した検体は観察期間の長い症例のみから採取されており、有症状期間が長い症例に偏っている可能性があり、これらが結果に影響を与える可能性を否定できない。

## 参考2 諸外国の状況（新型コロナウイルス感染症の療養期間）

国名	施策内容
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>無症状者：5日間の隔離を推奨</li> <li>有症状者：5日間が経過し、解熱剤の服用なく24時間の解熱を得られるまで隔離を推奨（症状改善傾向にない場合は隔離を継続）</li> <li>10日間は屋内のマスク着用等を推奨。</li> </ul> <p>（出典）CDCホームページ（<a href="https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/isolation.html">https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/isolation.html</a>）</p>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満は3日間、18歳以上は5日間の隔離を推奨</li> <li>10日間はハイリスク者との接触を避けることを推奨</li> </ul> <p>（出典）NHSホームページ（<a href="https://www.nhs.uk/conditions/covid-19/symptoms-and-what-to-do/">https://www.nhs.uk/conditions/covid-19/symptoms-and-what-to-do/</a>）</p>
台湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機期間は設けられていないが、抗原検査で陰性になるまで、または発症（無症状の場合は検査）から10日間を自主健康観察期間として、症状がある場合は不要不急の外出を避け、自宅待機を推奨</li> </ul> <p>（出典）台湾CDCホームページ（<a href="https://www.cdc.gov.tw/En/Category/ListContent/tov1jahKUv8RGsbvmzLwFg?uaid=WSZIT7bbeEkfGIR2km4-wAQ">https://www.cdc.gov.tw/En/Category/ListContent/tov1jahKUv8RGsbvmzLwFg?uaid=WSZIT7bbeEkfGIR2km4-wAQ</a>）</p>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機期間は設けられていないが、軽症者には症状がある間の自宅待機を推奨</li> </ul> <p>（出典）保健省ホームページ（<a href="https://www.moh.gov.sg/covid-19">https://www.moh.gov.sg/covid-19</a>）</p>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機期間は設けられていないが、感染予防としてマスク着用やテレワーク等を推奨</li> </ul> <p>（出典）政府ホームページ（<a href="https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15610?lang=en">https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15610?lang=en</a>）</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>隔離義務あり（違反した場合には罰則の対象）</li> <li>隔離期間を7日間から5日間に短縮する予定（※）</li> </ul> <p>※さらに、今後、感染症分類の引き下げも予定しており、その際、5日の期間は維持しつつ、従来の「隔離義務」から「勧告」に変更する予定</p> <p>（出典）政府ホームページ（<a href="https://ncov.kdca.go.kr/tcmBoardView.do?gubun=BDJ&amp;brdId=3&amp;brdGubun=31&amp;dataGubun=&amp;ncvContSeq=7221&amp;boardId=312&amp;contSeq=7221#">https://ncov.kdca.go.kr/tcmBoardView.do?gubun=BDJ&amp;brdId=3&amp;brdGubun=31&amp;dataGubun=&amp;ncvContSeq=7221&amp;boardId=312&amp;contSeq=7221#</a>）</p>
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>7日間の隔離義務あり</li> </ul> <p>（出典）政府ホームページ（<a href="https://covid19.govt.nz/testing-and-isolation/if-you-have-covid-19/">https://covid19.govt.nz/testing-and-isolation/if-you-have-covid-19/</a>）</p>

（令和5年4月13日時点 厚生労働省調べ）

# 新型コロナウイルス 療養に関するQ&A

令和5年5月8日以降（5類感染症に移行後）、  
新型コロナ患者は、**法律に基づく外出自粛は求められません**  
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます

**Q** 新型コロナウイルス感染症は、  
他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

**A** ✓ 一般的にコロナ発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを  
排出しているといわれています（症状軽快後もウイルスを排出  
しているといわれています）。  
✓ 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が  
非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。  
✓ 特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに  
注意してください。

**Q** 新型コロナウイルス感染症にかかったら、  
どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか？

**A** 外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

## 外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目<sup>※1</sup>として5日間は外出  
を控え<sup>※2</sup>、かつ、

・ 熱が下がり、痰や喉の痛みなどの  
症状が軽快した場合でも、24時間  
程度は外出を控え様子を見ること  
が推奨されます。症状が重い場合は、  
医師に相談してください。

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。  
※2 こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、  
症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底  
してください。

## 学校への出席停止期間

「発症した後5日を経過し、  
かつ、症状が軽快した後1  
日を経過するまで」です。  
学校保健安全法施行規則（文科省所管）

※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」  
として示しています。



## 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウ  
イルス排出の可能性があるこ  
とから、不織布マスクを着用  
したり、高齢者等ハイリスク  
者と接触は控える等、周り  
の方へうつさないよう配慮し  
ましょう。

※発症後10日を過ぎてても咳やくしゃみ等の症  
状が続いている場合には、マスクの着用など  
咳エチケットを心がけましょう。

※乳幼児のマスクの着用については、2歳未  
満には契めておらず、2歳以上についても考  
慮していません。

各医療機関や高齢者施設等においては、この情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を  
考慮してください。（高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください）

感染が大きく拡大した場合、一時的に、より強いお願いを行うことがあります。



新型コロナウイルス感染症に感染された方へ

# 症状が長引く<sup>りかん</sup> (罹患後症状) ?

ことがあることを知っていますか

新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状<sup>りかん</sup> (罹患後症状, いわゆる後遺症) があることがわかってきました。

## りかん 罹患後症状の例

疲労感・倦怠感	関節痛	筋肉痛	咳
喀痰	息切れ	胸痛	脱毛
記憶障害	集中力低下	頭痛	抑うつ
嗅覚障害	味覚障害	動悸	下痢
腹痛	睡眠障害	筋力低下	

(参考1) 新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf>



(参考2) WHO (世界保健機関) は、罹患後症状について「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2カ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないもの。通常は発症から3カ月経った時点にもみられる。」と定義しています。

## 症状が改善せず続く場合には… ?

(新たに症状が出現した場合も含みます。)

**かかりつけ医等や  
地域の医療機関に相談しましょう。**

※ 自治体によっては、相談窓口を設置している場合や相談できる医療機関のリストをホームページで公開している場合があります。

学校教育活動等における熱中症事故の防止について留意点をまとめましたので通知します。熱中症はそれほど高くない気温（25～30℃）の時期からも発生しうることを踏まえ、児童生徒等の健康被害を防ぐために適切な対応をお願いします。

5 教参学第6号  
令和5年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
専修学校を置く各国立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
安里賀奈子

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課長

常盤木 祐一

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、令和4年度には、学校の管理下において、3,142件を超える熱中症事故が発生しています。昨今の気温変化や熱中症の発生状況等を踏まえると、児童生徒等の健康被害を防ぐためには、それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずることや、暑さ指数（WBGT）等を活用して熱中症の危険性を適切に判断すること等が重要です。

今年度は、昨年度に比べ様々な活動が幅広く展開されることが見込まれます。今般、改めて各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点をまとめましたので、熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、学校設置者等から相談があった時に対応いただけるよう、公益社団法人日本医師会へも情報共有していることを申し添えます。

また、現在開かれている第211回通常国会において、熱中症対策の強化等を目的とした「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部

を改正する法律」が令和5年4月28日に成立しました（施行は公布の日から1年以内で政令で定める日（熱中症対策実行計画に関する規定を除く））。

同法を踏まえた更なる熱中症対策については、今後改めてお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 熱中症事故を防止するための環境の整備等について

熱中症には命に係わる危険がありますが、適切な環境整備等を行うことで予防が可能です。以下のような点に留意のうえ、児童生徒等の熱中症予防に努めていただくようお願いします。

- ・ 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
- ・ 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず早期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 学校施設の空調整備については順次進められているところであり、こうした設備を有効活用していただくとともに、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられることを踏まえ、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、

置き去り事故を防止すること。その際、ヒューマンエラーの防止を補完するものとして、国において令和4年度第2次補正予算において送迎用バスへの安全装置の導入支援を実施しているところであり、可能な限り6月末までに安全装置の導入を完了すること。併せて、安全装置の整備がなされるまでの間についても、置き去り事故の防止を徹底する観点からチェックシートを送迎用バスに備え付け活用する等、万全を期すこと。

- なお、学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、「学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本」、「幼児については、マスクの着用を求めない」等としていることから、熱中症対策の観点も踏まえ、適切な対応を行うこと。

## 2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を用いることが考えられます。

暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート（熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際（暑さ指数が33を超える場合）に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報。令和5年度は4月26日より開始）も確認することができます。

また、環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に共同で作成しています。

これらの情報等を活用し、各種活動の実施等に関して適切に判断していただくようお願いいたします。

## 3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。

以下のような点をはじめとして、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）も参考にしつつ、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- 暑い日には帽子を着用すること、薄着になること
- 運動するときはこまめに水分を補給し休憩をとること
- 運動前に自分の体調を確認すること
- 児童生徒等同士で互いに水分補給の声掛け等を行うこと、体調不良を感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

#### 4. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、参考資料 2 の関連規定を踏まえ、次の（１）及び（２）を参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

（１）各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

（２）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

## 【参考】

### ○環境省

- ・熱中症予防情報サイト  
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂 環境省）  
[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- ・令和5年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_01497.html](https://www.env.go.jp/press/press_01497.html)
- ・気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_01231.html](https://www.env.go.jp/press/press_01231.html)

### ○文部科学省

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416715.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)
- ・こどもの安心・安全対策支援事業（送迎用バス改修支援等）  
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/torikumi/kodomoanzen/kodomotaisakugaiyou2.pdf>
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)

### ○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/337/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx)

#### 【担当】

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

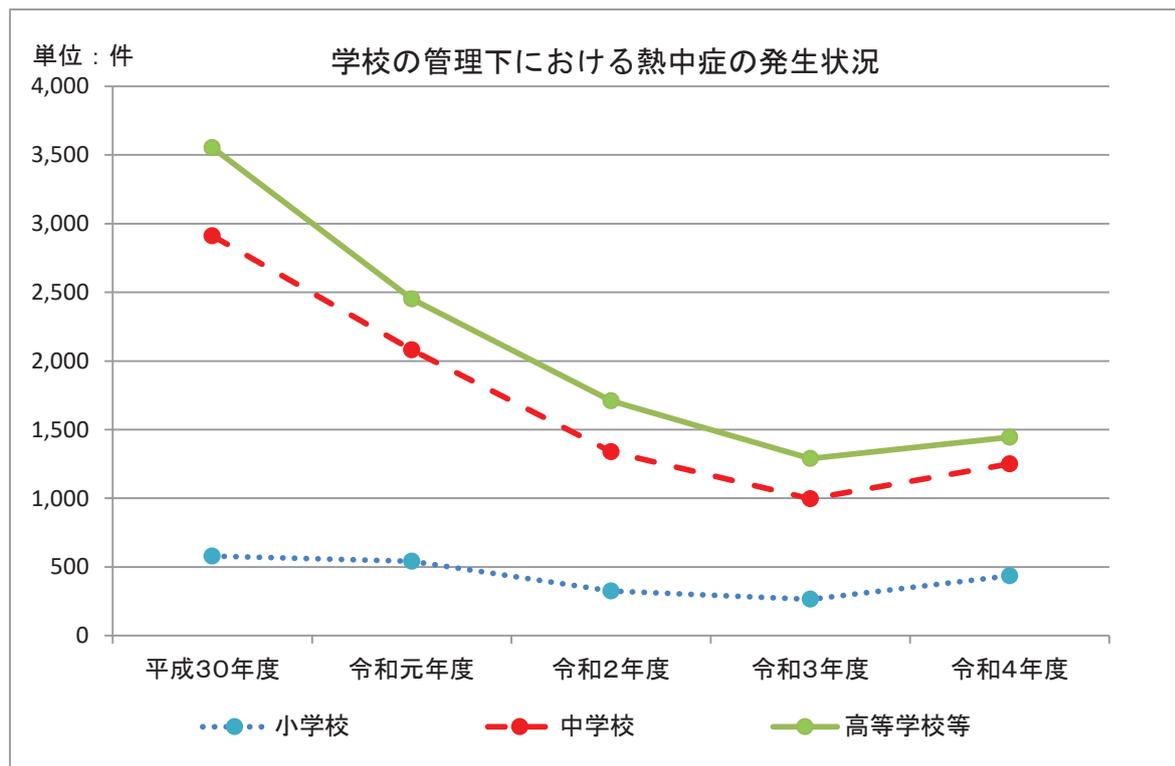
参考資料1

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	17	13	9	13	12
小学校	579	541	324	264	436
中学校	2,912	2,081	1,338	996	1,250
高等学校等	3,554	2,452	1,709	1,289	1,444
計	7,062	5,087	3,380	2,562	3,142

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和4年度は速報値)



関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

**第二十九条** 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

- 2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

**第六十一条** 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

**第六十二条** 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

**第六十三条** 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

### (3) 学校保健関係

## 現状の課題と求められる対応

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギ-疾患、貧困、虐待、ICT環境の変化に伴う問題など）</li> <li>○新型コロナウイルスを契機とした求められる役割の変容・増大（消毒や健康管理など、各種感染症対策）</li> <li>○このようなか中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない</li> </ul>
--------	---

経験の浅い教諭の一人配置校においては、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の知見に基づく必要な知識や技能の更新が困難

必要な対応

子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援の充実を図るため、**経験豊富な退職養護教諭等を学校へ派遣**  
経験の浅い養護教諭等への**指導・助言や研修機会の確保、業務支援**などを行い、時代に則した**資質能力の向上や、繁忙期等における体制の強化を図る**

## 事業概要

### 【教育委員会】退職養護教諭等の派遣

#### ○資質能力向上のための指導・助言や研修機会の確保等に係る派遣

学校現場において、豊富な経験に基づく指導・助言や在籍教諭が研修に参加する際に、業務を代替することで研修に行きやすい環境を整える。

#### ○繁忙期等の体制強化のための派遣

業務の繁忙期や、大規模校に一人配置されている教諭等を支援する体制を強化し、複雑化・多様化する個別の現代的健康課題に対し、より丁寧に児童生徒等の課題に対応する。

### 【学校】経験の浅い教諭配置校等

#### 【具体的な取組例】

健康相談の実施、健康課題への対応、校内研修の実施、学校保健委員会の運営、学校医と連携した感染症対策、性に関する指導、外部専門家とも連携した健康教育の実施、研修等による不在時の対応、等

#### ＜実施主体＞

都道府県又は指定都市教育委員会

#### ＜補助率＞

派遣に係る経費の3分の1を補助



複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒等に対する、よりきめ細かな支援の充実

# 養護教諭の業務の在り方に関する調査研究事業

令和5年度予算額

10百万円

(新規)



文部科学省

## 背景・課題

養護教諭の職務は、学校教育法において「児童生徒等の養護をつかさどると定められ、また、平成20年の中央教育審議会答申において、**保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動の5項目**に整理されており、学校現場での具体的な取り組みは多岐に渡る。

【具体的な取り組み例】

- 保健管理：救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生の維持等
- 保健教育：教科等における指導への参画、児童生徒等・保護者や教職員等への啓発等
- 健康相談：心身の健康課題への対応、専門的な観点から健康相談及び受診の必要性の判断、地域の関係機関等との連携におけるコーディネーターの役割等
- 保健室経営：保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、設備備品の管理等
- 保健組織活動：学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施、各関係機関との連携等

近年、いじめ、貧困、虐待などに起因する心身の不調、感染症、アレルギー疾患、生活習慣・食習慣の乱れ、薬物乱用、性に関する問題など、**複雑化・多様化する児童生徒等の現代的健康課題**に対し、児童生徒等の健康管理や、校内体制及び学校・家庭・地域の関係機関と連携した適切な対応が求められ、その中核的役割を担う**養護教諭の業務はより一層増加しており、児童生徒等へのきめ細かな支援が困難な状況**にある。

## 事業内容

これまで教員の勤務実態調査等では個別に明らかになっていなかった、疾病の管理・予防（保健管理）や、心身の健康課題への対応（健康相談）、課題を抱える個々の児童生徒への継続支援などの養護教諭特有の業務の詳細について調査し、他の教職員や職種、関係機関と連携して行う業務や、必ずしも養護教諭が担う必要のない業務を整理し、業務手法の工夫や校内の業務分担、各種の連携、配置の在り方など業務の在り方について調査研究を行う。

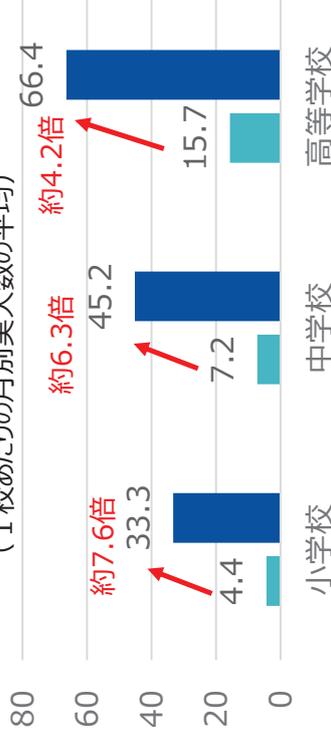
委託先	民間事業者等(1箇所)	調査対象校	小・中・高等学校及び特別支援学校(20箇所以上)
主な経費	人件費、諸謝金等		

## 成果や事業を実施して、期待される効果

児童生徒等の健康の保持増進に、より**効果的に取り組むための**学校における**養護教諭の業務体制の構築**

## 【養護教諭の対応状況の変化】

養護教諭がかかわり、心身の健康課題のために健康相談等で継続支援した児童生徒数(1校あたりの月別実人数の平均)



■ 平成22年10月～平成23年9月

■ 平成27年10月～平成28年9月

公益財団法人日本学校保健会

「保健室利用状況に関する調査」より



# がん教育等外部講師連携支援事業

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

32百万円  
32百万円)



文部科学省

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実を努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月及び平成30年3月にそれぞれ改訂された中学校及び高等学校の学習指導要領においては、生活習慣病などの予防と回復について学習する際に、「**がんについても取り扱う**」ことが新たに明記されたことを踏まえ、学習指導要領に対応したがん教育の充実を図る必要がある。

## 背景

- ①**教員のがんについての知識・理解が不十分**  
健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
- ②**がん教育の全国への普及・啓発が必要**  
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。
- ③**外部講師の活用体制の一層の充実が必要**  
がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

## 課題

## 学習指導要領に対応したがん教育の実施

### 事業概要

●事業開始年度：平成26年度～

#### 1 学習指導要領に対応したがん教育等外部講師活用の普及・啓発

学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催等

#### 2 地域の実情に応じたがん教育等外部講師を活用した教育の実施

全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する。

- がん教育に関する教材の作成・配布
- 外部講師によるがん教育等の実施
- 外部講師名簿作成、活用体制の整備

### 事業スキーム



### 都道府県等における取組

- 外部講師の派遣
- 外部講師を活用した授業研究会
- 教職員・外部講師を対象とした研修会
- 各学校での外部講師を活用した、がん等の疾病を通じた健康教育の実施

諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費 等

委託  
対象経費

54万円程度 / 1自治体

自治体  
単価

民間事業者等 (1社)  
30百万円

委託先  
委託費

## 成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者等への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。

- 学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。

- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

# 児童生徒の近視実態調査事業

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

70百万円  
59百万円



文部科学省

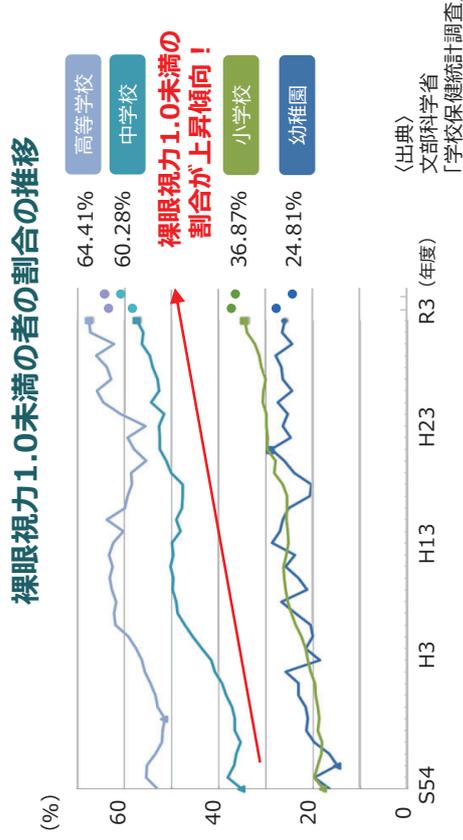
**背景**

- ここ数十年、小中学生の視力は低下傾向が続いており、令和元年度には小・中・高校で裸眼視力1.0未満の者の割合が過去最高を更新。
- 我が国では、健康診断で裸眼視力のみを測定しており、近視が遠視が等のデータが存在しないため、十分な対策が講じられていない現状にある。

**課題**

- 医療関係者等の協力の下、視力低下が進行する時期となる小中学生を対象に、視力低下の実態を詳細に把握するための調査を行い、有効な対策を検討する。(令和3年度から実施)
- 令和4年度事業における調査対象者であった中学校卒業生についても、追加的調査を行うこととし、縦断的に状況を把握する。

**事業概要**



## 実施体制・方法等



## 全国の小中学校で4～7月に調査実施

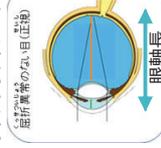
- 調査対象：小学校1～6年生、中学校1～3年生 各学年1,000名程度 (合計 約9,000名) 令和4年度事業の調査対象者であった中学校卒業生1,000名程度

毎年実施される健康診断の視力検査

専用の測定機器を用いて近視・遠視・乱視の程度や眼軸長などを測定 (測定結果は本人にも返却)



測定機器 (オートケラトグラフィトメーター)



## 調査結果の集計・分析

- 視力低下の詳細 (近視・遠視・乱視等) を明らかにし、有効な対策を検討

児童生徒の視力低下の実態やライフスタイルとの関連等について明らかにし、効果的な啓発等を行うことにより、児童生徒の近視進行の抑制を図る。

# 脊柱側弯症検診に関する調査研究事業

令和5年度予算額  
(前年度予算額)

12百万円  
12百万円)



## 背景・課題

### 脊柱側弯症とは

- 脊柱（背骨）が横（側方）に曲がった（ねじれた）状態。
- 進行すると、側弯変形による心臓的ストレスの原因や腰痛や背骨痛、呼吸機能障害、まれに神経障害を伴うことがある。
- 思春期の女子に多く発症。



### 学校保健安全法第13条に基づく健康診断における脊柱の検査

- 現在、学校の定期健康診断においては、家庭による保健調査票等の情報を参考に、学校医が視触診等により検査を行っている。学業を行うのに支障があるような疾病等が疑われる場合は、医療機関での検査を勧め、専門医の判定を待つ。
- 一部の自治体では、視触診ではなく、専用の検査機器を用いた検査を行っている。

### 検査機器を用いた脊柱側弯症検診の児童生徒等へのメリット

- 客観的根拠に基づき、より正確で、均質な検査の提供
- デジタルデータによる、経年比較、精密検査機関へのスムーズな連携
- 早期発見・治療による、負担軽減

### 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針\*

学童期及び思春期における保健施策として、「学童期における側弯症などの疾病を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」としており、学校健康診断における、より正確な脊柱側弯症検診のための仕組みづくり及びその導入は、喫緊の課題である。

\*令和3年2月9日閣議決定

## 事業内容

### 概要

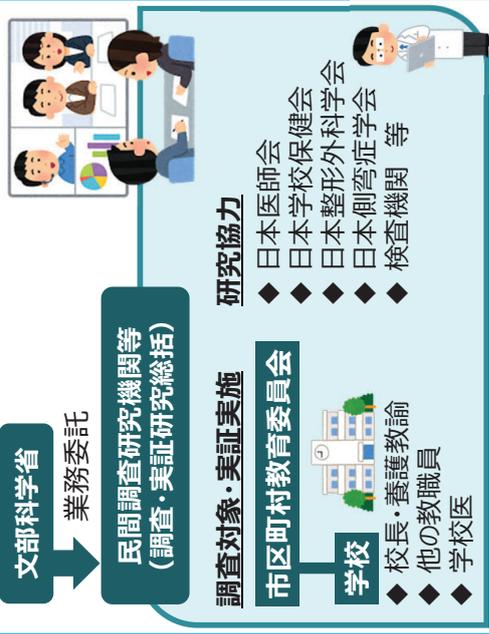
脊柱側弯症を学校健康診断で早期に発見し、支援につなげていく環境を整備するため、検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みについて、令和4年度から実施している調査・実証研究を引き続き行う。

また調査・実証研究の結果を踏まえ、全国の自治体の新規導入の指針となる検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みを構築する。

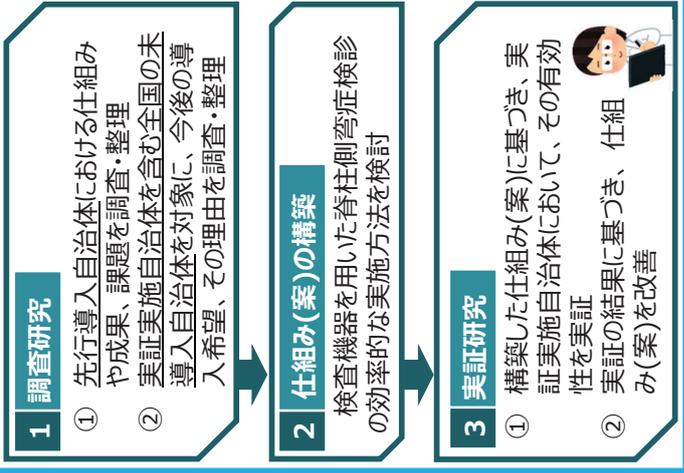
委託先等	民間調査研究機関 (1箇所)
調査対象・実証実施	2、3自治体程度
主な経費	人件費、諸謝金 等

※自治体は、市区町村単位の参加とする。

### 体制



### 内容



### 脊柱側弯症検診に機器を用いた方法を導入しようとする自治体の指針となる「仕組み」の構築

市区町村の教育委員会、学校、市区町村の医師会、学校医、医療機関、家庭それぞれの役割と連携

検査機器を用いた脊柱側弯症検診の手順

検査画像の判定、受診勧告

# 学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

令和5年度予算額 320百万円  
(前年度予算額 372百万円)



## 趣旨

✓ 個人の健診情報や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、生活習慣の改善や必要に応じた受診、医療現場での円滑なコミュニケーションに役立てるため、**政府全体でPHR (Personal Health Record) を推進する方針**

✓ 乳幼児健診では既にマイナポータルを通じて閲覧がスタートしており、学校健康診断（学校健診）についても早急な仕組みの構築が必要

✓ 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和6年度中の本格実施に向けて**、取組を着実に推進

## 背景

## 事業内容

### 1 幼稚園及び大学における学校健康診断PHRの導入に係る調査研究

令和4年度事業を踏まえ、校務支援システムが整備されていない**幼稚園及び大学**において、本人や保護者がマイナポータル上で学校健診情報を閲覧する仕組み（学校健診PHR）に係る**調査研究**を実施

### 2 学校健康診断PHRの推進体制の構築

✓ **希望自治体等を対象**として、学校健診PHRの導入に係る**総合的な支援**を実施

✓ **学校健診PHRの本格実施に向けて**、学校や設置者による円滑な導入を図るため、導入マニュアルや周知資料等を作成するほか、相談体制を整備するなど**推進体制を構築**

箇所数・単価

1 箇所 319百万円

委託先

民間事業者等

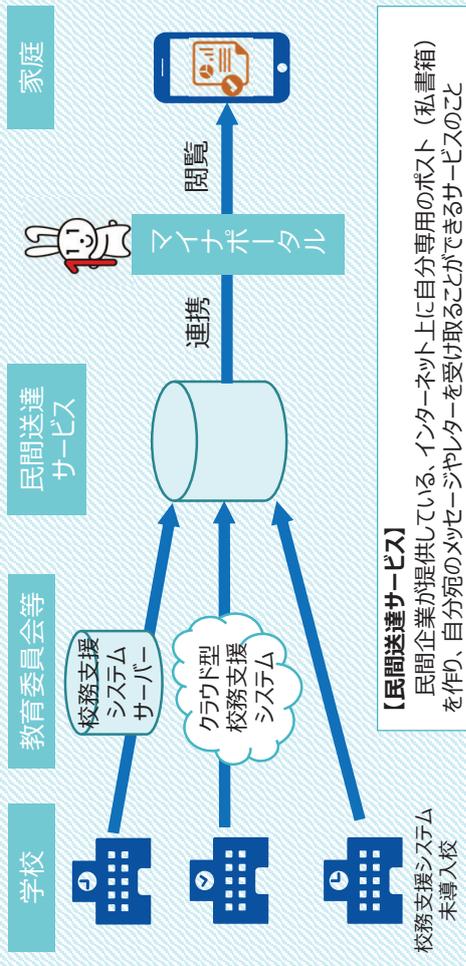
委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

## 成果

- ✓ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）など政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りつつ、**学校健診について効率的・効果的なPHRを実現**
- ✓ 学校健診情報を本人や家族が時系列で簡便に確認できることにより、**日常生活における個人の行動変容や健康増進**につながる
- ✓ 病院等の医療現場で学校健診情報を提供することにより、医師等との円滑なコミュニケーションが可能となり、**より適切な治療が期待**できる

## 実施イメージ



【民間送達サービス】

民間企業が提供している、インターネット上に自分専用のポスト（私書箱）を作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスのこと

校務支援システム未導入校

# 学校等における感染症対策の支援

令和4年度第2次補正予算額 242億円



## 背景 課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、子供の学びを止めないため、学校において児童生徒及び教職員等に感染者等が発生した場合にも、感染症対策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整える事は極めて重要である。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

## 新型コロナウイルス感染者等発生時における感染拡大抑制措置及び学校における効果的な換気対策の実施 安全安心な通学環境の確保



### 学校・通学時における感染拡大の防止・学校教育活動の継続を実現



## 事業内容

### I 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業

① 新型コロナウイルス感染者等が発生した学校において、教育活動を継続するための体制を整備する場合に、追加的に必要となる保健衛生用品等の購入等に係る取組や、② 地域の実情に応じて各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組等を支援

- 学校種：国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：① 感染者等発生時の保健衛生用品の買い出し、教室の消毒  
委託等にかかる経費



② CO2モニター、サーキュレータ等の換気用備品購入にかかる経費  
他

### II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、地域の実情に応じて学校設置者が実施するスクールバスの少人数化を図る取組等を支援

- 学校種：国公立の特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・

介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げに  
かかる経費 他



# 学校等欠席者・感染症情報システムの充実

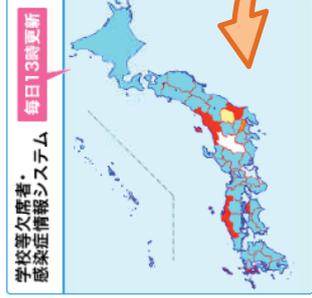
令和5年度予算額  
(前年度予算額)

21百万円  
36百万円)



- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「**文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る**」ことが示されている。
- **日本学校保健会**が運用する「**学校等欠席者・感染症情報システム**」は、感染症で欠席する児童生徒等の発生状況をリアルタイムで把握し、情報共有できる仕組みであり、**新型コロナウイルス感染症に対応するための改修も実施**。
- **感染症情報システムの加入率を早期に向上させ、効率的な運用体制を構築**することが必要。欠席者情報の重複入力を解消し、より広く状況を把握するしくみを整備するため、**各学校の校務支援システムとの連携強化が課題**となる。

## 背景・課題



## 事業内容

新型コロナウイルス感染症にも対応した学校等欠席者・感染症情報システムと各学校の統合型校務支援システムとの連携に係る本格運用を推進し、より効率的で精度の高い感染状況等の把握を実現する。

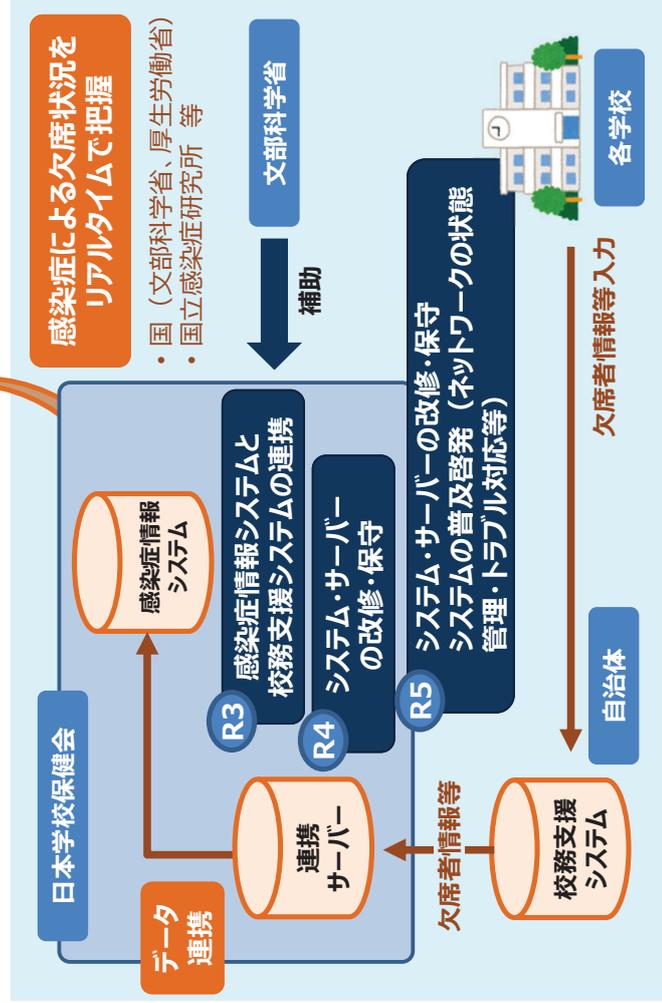
### 1 システム・サーバーの改修・保守

感染症情報システム・連携サーバーについて、必要な改修・保守を行う。

対象	内容
感染症情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外部回線接続サーバーの利用</li> <li>◆ 連携プログラムの保守</li> </ul>
連携サーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 感染症連携の標準仕様及び外部システムの仕様変更への対応のための改修</li> <li>◆ 連携サーバーの保守、クラウドサーバーの利用</li> </ul>

### 2 普及啓発

- システム連携の普及のため、説明会を実施。
- システム連携に係る問い合わせ等に対応するための相談窓口の運営や、ネットワークの**状態管理・トラブル対応**を実施。



## 期待される効果

感染状況の効率的な情報収集により、学校における集団感染等を早期に発見・探知し、国の感染症対策に活用する。

事 務 連 絡  
令 和 4 年 7 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局 御中  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高等学校等における献血に触れ合う機会の受け入れについて（依頼）

標記について、令和4年7月1日付け事務連絡で厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より別紙のとおり、依頼がありました。

ついては、この趣旨を御理解いただき、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校を含む）及び高等専門学校において、献血に触れ合うための機会を積極的に受け入れていただけるよう、よろしくお取り計らいください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体学校設置会社担当課におかれては、所轄の高等学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の高等学校に対して、各国公私立高等専門学校事務局におかれては、その管下の高等専門学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

（献血の普及啓発について）  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
血液対策課献血推進係  
電 話：03-5253-1111（内線 2908）

（本通知について）  
文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 保健指導係  
電 話：03-5253-4111（内線 2918）

事務連絡  
令和4年7月1日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

高等学校等における献血に触れ合う機会の受入れについて（依頼）

日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づき、血液製剤の国内自給を確保するため、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発に取り組んでいるところです。

近年、献血者数は減少傾向にあり、特に少子化の影響等により若年層の献血者数の減少が顕著となっています。このため、将来にわたって安定的に血液を確保するために、若年層を対象とした献血の普及啓発活動を推進しています。その取組の一環として、厚生労働省では、日本赤十字社及び都道府県と協力し、高校生等に献血に触れ合う機会を提供することに取り組んでいます。

貴課におかれましては、かかる趣旨を御理解いただき、都道府県赤十字血液センターが実施する献血セミナーや学校献血等の献血に触れ合うための機会を、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校を含む）及び高等専門学校において積極的に受入れていただけるよう、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課、各都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国立大学法人事務局、附属学校を置く各公立大学法人事務局、各国公立高等専門学校事務局、高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課に対し、別添の資料と併せて周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、献血の普及啓発のため、高校生用及び教員用テキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」を作成しております。

昨年度におきましても、教育委員会等のご協力のもと本テキストの必要部数及び送付先の調査を行い、本年2～3月に各高等学校に送付いたしました。

つきましては、献血の普及啓発活動実施の際、当該テキストを積極的に活用して

いただきたいことについても上記と併せて周知下さいますよう、よろしく御願い申し上げます。

なお、貴課から周知を行っていただいた後、当課より各都道府県薬務主管課宛てに協力依頼文書を発出することを申し添えます。

**【連絡先】**

厚生労働省医薬・生活衛生局

血液対策課献血推進係

電話：03-5253-1111(内線2908)

E-mail: kenketsugo@mhlw.go.jp

ご理解・ご協力をお願いします

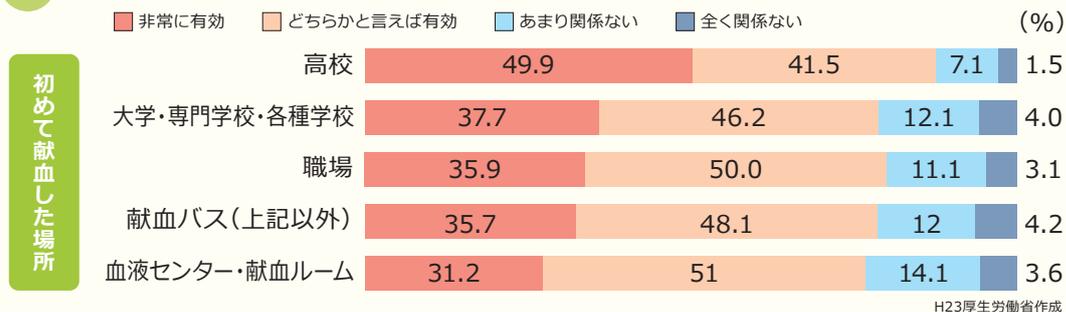
## 高校生に対する献血推進が重要です

① これからの日本社会の人口動態を考慮すると、献血可能人口は減少すると推定されます。血液製剤は医療に無くてはならないものですので、血液が足りなくなって患者さんに届けられない、という事態はどうしても避けなければなりません。

そのため、これからの社会を支える若年層の献血者をいかに増やすかが喫緊の課題となっています。

② 厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人(特に、初回献血の場所が高校だった人)が「高校での献血がその後の献血への動機付けに有効」と考えていることがわかりました(下図参照)。

### Q. 高校での集団献血が、その後の献血への動機付けとなるか



## 少しでも献血に触れ合える機会を生徒に提供してください

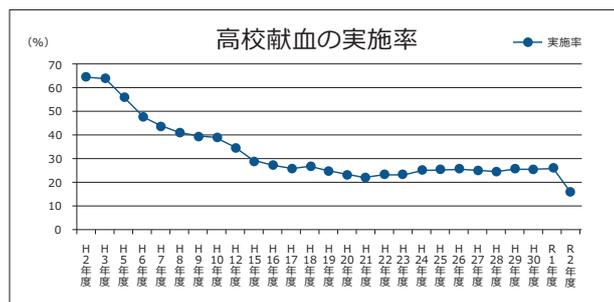
献血バスが出向いて実施された高校献血は昔、実施率が約6割ととても盛んに行われておりましたが、徐々に減少し、**現在では2割～3割程度にまで落ち込んでいます。**

この高校献血の減少によって、学生たちは献血に触れ合う機会自体が減ってきています。

献血については、平成21年7月に改訂された「高等学校学習指導要領解説／保健体育編」に「献血の制度があることについても適宜触れる」ことが追記され、**平成25年度から高等学校の授業で触れられる環境が整いました。**

献血受入を行っている日本赤十字社では、献血のきっかけづくりや、将来にわたって献血にご協力いただくための取組として、学校に出向いての「献血セミナー」(スライド・映像やパンフレットを用いた学習講座)を積極的に実施しております。

詳しくは、最寄りの血液センターへお問い合わせください。



都道府県赤十字血液センター 一覧

令和4年5月30日現在

No.	センター名	郵便番号	住所	電話番号(代表)	問合せ窓口
1	北海道赤十字血液センター	063-0802	札幌市西区二十四軒2条1-1-20	011-613-6121	献血推進担当部門
2	青森県赤十字血液センター	030-0966	青森市花園2-19-11	017-741-1511	
3	岩手県赤十字血液センター	020-0831	盛岡市三本柳6-1-6	019-637-7200	
4	宮城県赤十字血液センター	981-3206	仙台市泉区明通2-6-1	022-290-2501	
5	秋田県赤十字血液センター	010-0941	秋田市川尻町字大川反233-186	018-865-5541	
6	山形県赤十字血液センター	990-0023	山形市松波1-18-10	023-622-5301	
7	福島県赤十字血液センター	960-1198	福島市永井川字北原田17	024-544-2550	
8	茨城県赤十字血液センター	311-3117	東茨城郡茨城町桜の郷3114-8	029-246-5566	
9	栃木県赤十字血液センター	321-0192	宇都宮市今宮4-6-33	028-659-0111	
10	群馬県赤十字血液センター	379-2154	前橋市天川大島町2-31-13	027-224-2118	
11	埼玉県赤十字血液センター	337-0003	さいたま市見沼区大字深作955-1	048-684-1511	
12	千葉県赤十字血液センター	274-0053	船橋市豊富町690	047-457-0711	
13	東京都赤十字血液センター	162-8639	新宿区若松町12-2	03-5272-3511	
14	神奈川県赤十字血液センター	222-0032	横浜市港北区大豆戸町680-7	045-834-4611	
15	新潟県赤十字血液センター	950-0954	新潟市中央区美咲町1-6-15	025-384-0920	
16	山梨県赤十字血液センター	400-0062	甲府市池田1-6-1	055-251-5891	
17	長野県赤十字血液センター	381-2214	長野市稲里町田牧1288-1	026-214-8070	
18	富山県赤十字血液センター	930-0821	富山市飯野26-1	076-451-5555	
19	石川県赤十字血液センター	920-0345	金沢市藤江北4-445	076-254-6300	
20	福井県赤十字血液センター	918-8011	福井市月見3-3-23	0776-36-0221	
21	岐阜県赤十字血液センター	500-8269	岐阜市茜部中島2-10	058-272-6911	
22	静岡県赤十字血液センター	420-0804	静岡市葵区竜南1-26-19	054-247-7141	
23	愛知県赤十字血液センター	489-8555	瀬戸市南山口町539-3	0561-84-1131	
24	三重県赤十字血液センター	514-0003	津市桜橋2-191	059-229-3580	
25	滋賀県赤十字血液センター	525-8505	草津市笠山7-1-45	077-564-6311	
26	京都府赤十字血液センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町26	075-603-8800	
27	大阪府赤十字血液センター	536-8505	大阪市城東区森之宮2-4-43	06-6962-7001	
28	兵庫県赤十字血液センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-222-5011	
29	奈良県赤十字血液センター	639-1123	大和郡山市筒井町600-1	0743-56-5916	
30	和歌山県赤十字血液センター	649-6322	和歌山市和佐関戸118-5	073-499-7724	
31	鳥取県赤十字血液センター	680-0901	鳥取市江津370-1	0857-24-8101	
32	島根県赤十字血液センター	690-0882	松江市大輪町420-21	0852-23-9467	
33	岡山県赤十字血液センター	700-0012	岡山市北区いずみ町3-36	086-255-1211	
34	広島県赤十字血液センター	730-0052	広島市中区千田町2-5-5	082-241-1246	
35	山口県赤十字血液センター	753-8534	山口市野田字野田172-5	083-922-6866	
36	徳島県赤十字血液センター	770-0044	徳島市庄町3-12-1	088-631-3200	
37	香川県赤十字血液センター	761-8031	高松市郷東町字新開587-1	087-881-1500	
38	愛媛県赤十字血液センター	791-8036	松山市高岡町80-1	089-973-0700	
39	高知県赤十字血液センター	783-0043	南国市岡豊町小蓮448番地	088-866-6660	
40	福岡県赤十字血液センター	818-8588	筑紫野市上古賀1-2-1	092-921-1400	
41	佐賀県赤十字血液センター	849-0925	佐賀市八丁畷町10-20	0952-32-1011	
42	長崎県赤十字血液センター	852-8145	長崎市昭和3-256-11	095-843-3331	
43	熊本県赤十字血液センター	861-8039	熊本市東区長嶺南2-1-1	096-384-6000	
44	大分県赤十字血液センター	870-0889	大分市大字荏隈717-5	097-547-1151	
45	宮崎県赤十字血液センター	880-8518	宮崎市大字恒久885-1	0985-50-1800	
46	鹿児島県赤十字血液センター	890-0064	鹿児島市鴨池新町1-5	099-257-3141	
47	沖縄県赤十字血液センター	902-0076	那覇市与儀1-4-1	098-833-4747	

事務連絡  
令和4年7月19日

各都道府県・市区町村保育主管課  
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課  
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課  
各都道府県私立学校主管部課 御中  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省子ども家庭局総務課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6カ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（<https://www.buccolam.jp/>）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

府子本第 766 号  
4 初健食第 17 号  
子総発 0714 第 1 号  
子保発 0714 第 1 号  
子子発 0714 第 1 号  
令和 4 年 7 月 14 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の 4 つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

- ・ 学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
  - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
  - ・ ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

医政医発 0715 第 2 号  
令和 4 年 7 月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）  
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
厚生労働省子ども家庭局総務課長  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

本事務連絡は、性犯罪・性暴力に関し、各都道府県に設置されている相談機関「ワンストップ支援センター」について周知するものです。

事 務 連 絡  
令 和 4 年 11 月 9 日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
構造改革特別区域法  
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課  
各国公立大学担当課  
各公立短期大学担当課  
各国公立高等専門学校担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
初等中等教育局児童生徒課  
初等中等教育局健康教育・食育課  
高等教育局学生支援課

性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センターの周知等について（依頼）

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な影響を及ぼすため、その根絶に向けて社会全体で取り組む必要があります。

各都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後から総合的な支援を行うことで被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る組織であり、電話相談、面談相談のほか、病院や警察への同行支援や医療費負担にも対応しています。さらに、相談しやすい体制の一環として、ワンストップ支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8891」（はやくワンストップ）を運用するとともに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」を実施しています。

また、令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」が令和4年11月12日から25日までの間、「性暴力を、なくそう」をテーマに実施されます。

つきましては、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、本運動に合わせて、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれては、所轄の私立学校に対して、各

国公立大学・各公立短期大学におかれては、学内及び附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、別添に記載されている各都道府県におけるワンストップ支援センターの連絡先を周知するとともに、教職員や児童生徒及び学生（以下「生徒等」という。）への適切な周知を要請いただくようお願いします。

周知にあたっては、地域の実情に応じて、知事部局、地域のワンストップ支援センター等の関係機関と密接に連携し、SNS等様々な手法を用いるなど、学校、教職員、生徒等への効果的、かつ、適切な周知に御配慮をお願いします。

加えて、文部科学省では内閣府と共同で、子供たちを性暴力の当事者にしないため、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を作成・公表しており、その中で、性暴力の被害を受けた際にはワンストップ支援センターにも相談するよう取り上げていることから効果的に周知いただくようお願いします。仮に、生徒等が性暴力の被害を受けた際には、ワンストップ支援センター等の関係機関と連携いただきつつ、被害を受けた生徒等に親身に寄り添い、安心して学業に取り組める環境を提供いただくよう御配慮をお願いします。

本件に関しまして御不明な点等がありましたら、担当までお問い合わせください。

別添： 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（一覧）

（参考）

内閣府 web サイト「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」等掲載ページ

（URL：[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/measures.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html)）

性暴力に関する SNS 相談「Cure Time（キュアタイム）」

（URL：<https://curetime.jp/>）

内閣府 web サイト「令和4年度 女性に対する暴力をなくす運動」

（URL：[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/no\\_violence\\_act/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html)）

「生命（いのち）の安全教育」の教材等掲載ページ

（URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)）

**【本件担当】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
男女共同参画企画係 五十嵐、米谷  
電話：03-5253-4111(内線 3406)  
E-mail：danjo@mext.go.jp

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号・#8891(はやくワンストップ)

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(一覧)

令和4年7月11日現在

No.	都道府県	名称	相談受付日時(案)	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる相談受付日時(案)	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談			警察に相談しない場合の 医療費等公費負担 備考	
						電話	面接	SNS		
1	北海道・札幌市	性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH(さくらこ)」	月～金 10:00～20:00(祝日、年末年始を除く。)	月～金 20:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	050-3786-0799 メール:sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	○	○	○	○	
	函館市	函館・道南SART(サート)	月～金 10:00～17:00(祝日、年末年始を除く。)		0138-85-8825 メール:dvhelp@msc.nv.ne.jp	○	○	○	○	
2	青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349	○	○	○	○	
3	岩手県	はまなすサポート	月～金 10:00～17:00(祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	019-601-3026 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	
4	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00(祝日、年末年始を除く。)	月～金 20:00～10:00 土 16:00～10:00日、祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0120-556-460(こころフオロー) 宮城県内専用フリーダイヤル	○	○	○	○	
5	秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター「ほっとハートあきた」	月～金 10:00～19:00 (土・日・祝日、年末年始を除く。)	月～金 19:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0800-8006-410 県内からの電話は通話料無料 メール:県HP内のメールアドレスをコピーして送信	○	○	○	○	
6	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポ やまがた」	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 19:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	023-665-0500 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	
7	福島県	性暴力等被害教援協力機関SACRAふくしま	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月・水・金 20:00～10:00 火・木 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	024-533-3940	○	○	○	○	
8	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	029-350-2001 メール:https://www.iwac.or.jp/network/index.html 内相談フォームから送信	○	○	○	○	
9	栃木県	どちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 (第2土曜日、祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:30～9:00 土 12:30～9:00 第2土曜日、日、祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	028-678-8200	○	○	○	○	
10	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	027-329-6125 https://savegunma.jp/form.html 内相談フォームから送信	○	○	○	○	
11	埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 性暴力等犯罪被害者専用相談電話「アイリスホットライン」	24時間365日		0120-31-8341 メール:https://www.svesc0800.jp/iris/ 内相談フォームから送信	○	○	○	○	
12	千葉県・千葉市	NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く。) (被害直後の緊急支援は24時間365日対応)		ほっとこる 043-851-8500	○	○	○	○	
	千葉県	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)		043-222-9977	○	○	○	○	

No.	都道府県	名称	相談受付日時(案)	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる相談受付日時(案)	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談				警察に相談しない場合の 医療費等公費負担	
						電話	面接	メール	SNS		
13	東京都	東京都性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力救済ダイヤルNaNa」	24時間365日		相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	○	○	-	-	○	-
14	神奈川県	かながわ性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	24時間365日		03-5607-0799	○	○	-	-	○	-
		男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル	火 16:00～20:00(初休日、年末年始を除く。)		045-322-7379	○	○	-	-	○	-
15	新潟県	性暴力被害者支援センター「いがた」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	025-281-1020 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	○	-
16	富山県	性暴力被害者ワンストップ支援センターとやま	24時間365日		076-471-7879	○	○	-	-	○	-
17	石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター「ハバーブルサポートいしかわ」	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。) ※緊急医療などの緊急を要する相談は、24時間365日対応		076-223-8985 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	○	-
18	福井県	性暴力救済センター「ふくい「ひなざき」	24時間365日 面談での相談は、平日8:30～17:00		0776-28-8505	○	○	-	-	○	-
19	山梨県	やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさほ ももこ」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	055-222-5562 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	○	-
20	長野県	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハウートナガの」	24時間365日		026-235-7123 メール:rindou-heart@pref.nagano.lg.jp	○	○	○	-	○	-
21	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	電話・メール・SNS相談:24時間365日受付 面談相談(予約制):月～金 10:00～16:00(祝日、年末年始を除く。)		058-215-8349 メール:HP内の相談フォームから送信 SNS:HP内の二次元コードからLINE友だち登録	○	○	○	-	○	-
22	静岡県	静岡県性暴力被害者支援センター SORA	24時間365日		054-255-8710 チャット相談:https://sorachat.jp	○	○	-	-	○	-
23	愛知県	ハートフルステーション・あいち	月～土 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)		0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能	○	○	-	-	○	-
		性暴力救済センター 日赤なごやなごみ	24時間365日		052-835-0753	○	○	-	-	○	-
24	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	059-253-4115 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	○	-
25	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップひわ湖 SATOCO(サトコ)	24時間365日		090-2599-3105 メール:satoco3105biwake@gmail.com	○	○	○	-	○	-
26	京都府	京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA(サラ)	年中無休 10:00～22:00	月～日、祝日 22:00～10:00	075-222-7711	○	○	-	-	○	-
27	大阪府	性暴力救済センター・大阪SACHICO	24時間365日		072-330-0799	○	○	-	-	○	-
28	兵庫県	ひょうご性被害者ケアセンター「よりそい」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	078-367-7874(ナギサ)	○	○	-	-	○	-
		特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご	月～金 9:30～16:30 (祝日、年末年始を除く。)		06-6480-1155 メール:hyo-5@1-kobe.com	○	○	○	-	○	-

No.	名称	相談受付日時(案)	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる相談受付日時(案)	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談			警察に相談しない場合の 医療警察等公費負担			
					電話	面接	メール		SNS	案件番号 活用	自治体 独自制度
29	奈良県性暴力被害者サポートセンター NARAハート	火～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始、月曜日が祝日と重なる場合はその直後の平日を除く。)	火～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	0742-81-3118	○	○	○	○	○	○	
30	和歌山県性暴力支援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」	毎日 9:00～22:00 (年末年始を除く)	月～日 祝日 22:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	073-444-0099	○	○	○	○	○	○	
31	鳥取県性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)	電話相談:月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:00 (年末年始を除く)	月20:00～10:00 火18:00～10:00 水20:00～10:00 木18:00～10:00 金20:00～10:00 土・日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	電話相談: 0120-946-328 (県内専用ダイヤル)	○	○	○	○	○	○	
32	島根県性暴力被害者支援センターたんぽぽ (島根県女性相談センター内) 一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。) 火・木・土 17:30～21:30 (年末年始を除く)	月～金 17:15～8:30 土・日 8:30～8:30 年末年始 8:30～8:30	0852-25-3010	○	○	○	○	○	○	
33	岡山県性暴力被害者支援センター「おやかやま心」	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	086-206-7511	○	○	○	○	○	○	
34	広島県性被害フレストップセンターひろしま	24時間365日		082-298-7878	○	○	○	○	○	○	
35	山口県男女共同参画相談センター 「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」	24時間365日		083-902-0889	○	○	○	○	○	○	
36	徳島県性暴力被害者支援センター よりそいの樹 とくしま(中央・南部・西部)	24時間365日		中央 088-623-5111 南部 0884-23-5111 西部 0883-52-5111	○	○	○	○	○	○	
37	香川県性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 20:00～9:00 土 16:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	087-802-5566 メール:olive-support@ace.ocn.ne.jp (問い合わせのみ)	○	○	○	○	○	○	
38	愛媛県えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」	24時間365日		089-909-8851	○	○	○	○	○	○	
39	高知県性暴力被害者サポートセンターこうち	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	専用電話:080-9833-3500 フリーダイヤル:0120-835-350	○	○	○	○	○	○	
40	福岡県・北九州市・福岡市性暴力被害者支援センター・ふくおか	24時間365日		092-409-8100	○	○	○	○	○	○	
41	佐賀県性暴力支援センター さが「さかみらい」 ※佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター(アバンセ)においても女性のための総合相談を受け付けています。	月～金 9:00～17:00 火～土 9:00～21:00、日・祝日 9:00～16:30(7ハンセ)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	0952-26-1750 (さがみらい) 0952-26-0018 (7ハンセ)	○	○	○	○	○	○	○

	名 称	相談受付日時(案)	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる相談受付日時(案)	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談				警察に相談しない場合の 医療費等公費負担 備 考
					電話	面接	メール	SNS	
42	性暴力被害者支援「サポートなかさき」 (公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	095-895-8856 メール: HPP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-
43	性暴力被害者のためのサポートセンター(ゆあさいどくまもと)	毎日24時間 (12/28 18:00～1/4 9:00を除く。)	12月28日 18:00～1月4日 9:00	096-386-5555 メール: support@yourside-kumamoto.jp	○	○	○	○	-
44	おおいた性暴力支援センター「すみれ」	24時間365日		097-532-0330 メール: HPP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-
45	性暴力被害者支援センター「さぼーどねっと宮崎」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	0985-38-8300 メール: HPP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-
46	性暴力被害者サポートネットワークがごしま「FLOWER」	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	099-239-8787 メール: HPP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-
47	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」	24時間365日		098-975-0166	○	○	○	○	-

- ・ 相談受付日時の「年末年始」: 12/29～1/3
- ・ 性暴力被害者のための夜間休日コールセンターの「年末年始」: 12/28のワンストップ支援センターの相談受付時間終了後もしくは17時から1/4のワンストップ支援センターの相談受付開始時間まで
- ・ 医療費等の公費負担制度: 性犯罪被害者の緊急避妊、人口妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症の検査費用、カウンセリング費用等に要する経費を公費で負担する制度。  
自治体によって制度が異なりますので(制度の有無・公費負担の対象となる費用等)、詳しくは各センターへお問い合わせください。

子供たちを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の  
教員向け研修動画を公開しましたので、1人1台端末等による児童生徒向け動画教材の  
活用等と併せてお知らせします。

事 務 連 絡  
令和4年11月11日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各都道府県子ども・子育て支援新制度担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課  
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文 部 科 学 省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
初等中等教育局健康教育・食育課

「生命（いのち）の安全教育」に関する  
教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

令和3年4月には、内閣府と連携し、発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成・公表しましたが、この度、独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を作成・公開しました。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的に御活用ください。

また、令和4年6月には教材及び指導の手引きに対応した児童生徒向けの動画教材

も公開しておりますので、併せてお知らせします。児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください。

加えて、学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて指導いただいているところです。具体的な指導に当たっては、例えば、小学校体育科の体の発育・発達についての学習、中学校保健体育科の心身の機能の発達についての学習、中学校特別活動の思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応についての学習などに関連付けて、必要に応じて、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を御活用いただき、児童生徒が性に関して正しく理解し適切な行動を取れるよう、学習指導要領に基づく着実な指導に努めていただくようお願いします。

(参考：性に関する指導の主な記述箇所)

○小学校学習指導要領

第2章第9節体育の第2〔第3学年・第4学年〕2G(2)ア(イ)及びイ  
第6章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)ウ

○中学校学習指導要領

第2章第7節保健体育の第2〔保健分野〕2(1)ア(オ)及びイ、(2)ア(イ)及びイ  
第5章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)イ、ウ

○高等学校学習指導要領

第2章第6節保健体育の第2款第2保健の2(1)ア(イ)及びイ、(3)ア(ア)及びイ  
第5章特別活動の第2〔ホームルーム活動〕2(2)イ、エ、オ

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所管の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いします。

○独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」

- ・子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

[https://www.youtube.com/watch?v=2xyH7RP\\_N7I](https://www.youtube.com/watch?v=2xyH7RP_N7I)



○「生命（いのち）の安全教育」動画教材

- ・ 幼児期向け

<https://www.youtube.com/watch?v=EHlygZz7WjE>



- ・ 小学校（低・中学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=ddSdG7Doy7Q>



- ・ 小学校（高学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=MBMOWBRHdtk&feature=youtu.be>



- ・ 中学校向け

<https://www.youtube.com/watch?v=jxSjF1Ts9fM&feature=youtu.be>



- ・ 高校向け

[https://www.youtube.com/watch?v=DBqxs\\_KVlg&feature=youtu.be](https://www.youtube.com/watch?v=DBqxs_KVlg&feature=youtu.be)



- ・ (参考)「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き等

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



**【本件連絡先】**

(生命（いのち）の安全教育について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-5253-4111(内線 3268、3073)

(性に関する指導について)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

電話：03-5253-4111(内線 2918)

事 務 連 絡  
令和4年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 学校での結核検診における結核高まん延国の変更について

文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等は、入学時又は転入時に1回の精密検査の対象とすること等としております。

結核高まん延国については、世界保健機関（WHO）が公表している Global Tuberculosis reports 等を踏まえ、WHOが示す結核の高負荷国（high-burden countries）に、これらと同程度に結核の推定罹患率の高い国及び地域を加えたものを対象として取り扱っているところです。

#### 【参考】

- ・文部科学省「学校における結核対策マニュアル」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1318846.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1318846.htm)
- ・公益財団法人日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

現在、WHOにおいて示されている高負荷国及び高負荷国以外の結核高まん延国は下記のとおりとなりますので、御承知置きくださるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務

主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 高負荷国について

WHOが2021年から2025年までの間に、高負荷国として取り扱うとされている国及び地域は、表1のとおりとなります。

なお、高負荷国は、2019年時点の情報を基に、「結核患者」、「多剤耐性/リファンピシン耐性結核患者」及び「HIV合併患者」の推定新規患者数の上位各20か国に加えて、それらの国以外でそれぞれの推定年間新規患者数が、「結核患者」にあつては10,000人以上、「多剤耐性結核患者」及び「HIV合併患者」にあつては1,000人以上であつて、それぞれの罹患率が高い上位各10か国で構成されています。

表1 高負荷国
アゼルバイジャン共和国、アンゴラ共和国、インド、インドネシア共和国、ウガンダ共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、カザフスタン共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、北朝鮮、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、キルギス共和国、ケニア共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、ソマリア連邦共和国、タイ王国、タジキスタン共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア独立国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベラルーシ共和国、ペルー共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、ミャンマー連邦共和国、モザンビーク共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、リベリア共和国、レソト王国、ロシア連邦 (49か国、五十音順)

### 2. 高負荷国以外の結核高まん延国について

「結核患者」の高負荷国30か国の中で、最も推定罹患率（人口10万対）が低い国（ブラジル：推定罹患率45.5）以上に推定罹患率が高い国を結核高まん延国として取り扱っており、具体には表2のとおりとなります。

表2 高負荷国以外の結核高まん延国

アフガニスタン・イスラム共和国、アルジェリア民主人民共和国、イエメン共和国、エクアドル共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガイアナ共和国、ガンビア共和国、カンボジア王国、北マリアナ諸島、キリバス共和国、グアム、グリーンランド、コートジボワール共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ジブチ共和国、ジョージア、スーダン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソロモン諸島、大韓民国、チャド共和国、ツバル、ナウル共和国、ニジェール共和国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、東ティモール民主共和国、フィジー共和国、ブータン王国、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボリビア多民族国、香港、マーシャル諸島共和国、マカオ、マダガスカル共和国、マリ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、南スーダン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、ラオス人民民主共和国、リビア、ルーマニア、ルワンダ共和国

(53 か国、五十音順)

### 3. 結核高まん延国の変更点について

従来、結核高まん延国として示していた国及び地域から、アルメニア共和国、ドミニカ共和国、イラク共和国、リトアニア共和国、モルディブ共和国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、シンガポール共和国、トーゴ共和国、トルクメニスタン、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国が外れています。また、新たにアフガニスタン・イスラム共和国、リビアが追加されています。

以上

事務連絡  
令和5年1月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公私立高等専門学校事務局  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

### 学校における集団フッ化物洗口について

厚生労働省において、別添のとおり、新たに「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」が定められましたのでお知らせします。

学校において集団フッ化物洗口を実施する際には、この「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を参考に、安全性を確保し適切な方法で実施するとともに、その実施に当たっては、例えば、市町村の歯科保健担当部局や保健センターによる実施、歯科医師会や薬剤師会の協力、医薬品等販売会社への業務委託など、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するようお願いいたします。

(参考)

- ・「フッ化物洗口マニュアル（2022年版）」（厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」班編）[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202122067A-sonota5\\_0\\_1.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202122067A-sonota5_0_1.pdf)

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条

第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

## フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方

## 1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されている。わが国においては、歯科医療機関で行うフッ化物歯面塗布法や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校等（以下「施設等」という。）で行うフッ化物洗口法等のフッ化物局所応用によるう蝕予防が地域の実情に応じて行われてきた。こうした取組等の成果もあり、小児のう蝕罹患率については、全体として減少傾向にあるが、他方で社会経済因子や地域差による健康格差が指摘されている。また、今後は成人期以降の残存歯の増加によるう蝕の増加や高齢者に好発する根面う蝕の増加等が予測される。このため、健康格差の縮小に向けて、生涯を通じたう蝕予防への更なる取組が必要とされている。

う蝕予防の有効性、安全性及び高い費用便益率等の医療経済的な観点から、世界保健機関（WHO）をはじめ、様々な関係機関により、フッ化物応用が推奨されている。フッ化物応用の1つであるフッ化物洗口の取扱いについては、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知。以下「ガイドライン」という。）を発出し、関係機関等に周知を図ってきたところであり、以降、フッ化物洗口を実施する施設等の数及び人数も増加しており、地域で広く普及してきている。

「歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書」（令和元年6月4日）においても、新しいフッ化物洗口剤の流通や自治体における歯科口腔保健を取り巻く状況に対応するため、ガイドラインの見直しを検討すべき旨が示された。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。

こうした環境の変化に対応しつつ、健康格差の縮小や生涯を通じたう蝕予防の取り組みの一環として、適切なフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、フッ化物応用を含めたう蝕予防の手法について、令和3年度厚生労働科学研究事業において、「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」が実施され、報告書が取りまとめられた。本研究において、集積した新たな知見も踏まえて、施設等で集団で行うフッ化物洗口（以下「集団フッ化物洗口」という。）に関する新たな「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）が作成された。

こうした研究結果の知見等も踏まえつつ、今般ガイドラインの改訂版として、

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を示すこととした。

## 2. フッ化物洗口の考え方について

### (1) 対象者

フッ化物洗口法は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。4歳未満では、適切な洗口ができず誤飲のリスクが多いため対象としない。また、成人及び高齢者のう蝕の再発防止や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

#### 1) 小児期

- フッ化物洗口は、歯のエナメル質にフッ化物を作用させる方法である。特に、永久歯エナメル質の成熟が進んでいない幼児及び児童生徒等に実施することで、う蝕予防対策として効果的である。
- う蝕の予防及び健康格差の縮小の観点から、集団フッ化物洗口を施設等で実施することが望ましい。
- その他、必要に応じて、歯科医師の指導に従い、家庭等でのフッ化物洗口の実施やフッ化物配合歯磨剤の使用等のフッ化物局所応用を実施すること。

#### 2) 小児期以降

- 生涯にわたりフッ化物を歯に作用させることは、う蝕の再発防止や高齢期での根面う蝕の予防の観点から効果的である。
- 小児期以降においても、フッ化物局所応用を実施することが望ましい。

#### 3) その他

- 口腔清掃が困難であり口腔内を清潔に保つことが難しく、う蝕のリスクが高い者において、うがいを適切に実施できる場合には、フッ化物洗口は効果的である。

### (2) 方法

フッ化物洗口法には、主に、毎日法（約250ppm又は約450ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）と週1回法（約900ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）がある。フッ化物洗口法は、対象者や利便性に合わせて選択する。

### 3. 集団フッ化物洗口の実施について

集団フッ化物洗口は、個人の環境によらず、集団のすべての人がう蝕予防効果を得られる。このため、ポピュレーションアプローチとして、集団フッ化物洗口を実施することは、う蝕に関する健康格差の縮小につながることを期待される。

集団フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等（以下「歯科医師等」という。）の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で実施する。その際、集団フッ化物洗口を実施する施設等の職員を含む関係者（以下「施設等の関係者」という。）の理解と協力を得ること。

#### （1）フッ化物の管理

- 集団フッ化物洗口においては、原則として、医薬品を使用すること。なお、医薬品を使用する場合は添付文書の記載に従い、適切なフッ化物洗口を実施すること。
- フッ化物は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に管理し、直射日光のあたらない涼しい所等で保管すること。
- 洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、他の物と区別して貯蔵すること。また、フッ化物顆粒の使用量や残量等について、薬剤出納簿等を活用して管理することが望ましい。

#### （2）洗口液の調製

- フッ化物顆粒を使用する場合は、歯科医師等又は歯科医師等の指示に従い施設等の関係者が、器材の管理、洗口液の調製等を行うこと。
- 歯科医師等の指導及び添付文書に従い、洗口液調製用の溶解瓶等を準備し、実施するフッ化物洗口法に応じた所定の濃度に洗口液を調製すること。
- 使用しなかった洗口液の保管及び廃棄は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に取り扱うこと。

#### （3）洗口の確認・練習

- フッ化物洗口を開始する際は、対象者が、決められた時間（30秒～1分間）以上口腔内で水を保持し、飲み込まずに水を吐き出すことができるか確認する。確認後に、フッ化物洗口液を用いた洗口を開始すること。
- 特に幼児等は、必要に応じて、フッ化物洗口を実施する前に水で洗口の練習を行うこと。
- 高齢者等の口腔機能の低下が疑われる者等については、必要に応じて、適切にうがいができるか対象者の状態の確認を行うこと。

#### (4) 洗口と吐き出しの手順

- 5～10mL 程度の洗口液（口腔の大きさを考慮して定めるが、通常未就学児で5mL、学童以上で7～10mL 程度が適当である。）を口に含み、約30秒間の「ブクブクうがい（洗口液が十分に歯面にゆきわたるように、口を閉じ頬を動かすこと。）」を行う。この際、誤飲を防ぐ観点から、必ず下を向いて行うこと。
- 吐き出しは洗口場で行なう方法と、コップに吐き出す方法がある。（コップに吐き出す方法では、洗口液の分注・配布に用いる使い捨ての紙コップを吐き出しに利用することができる。紙コップの中に吐き出した洗口液を、ティッシュペーパー等で吸収させ、回収し廃棄する。）
- 監督者は、洗口開始と終了の合図を行うとともに、正しく洗口が出来ているか確認すること。

#### (5) 洗口後の注意

- 洗口後30分間程度は、可能な限りうがいや飲食物をとらないようにする。

### 4. 集団フッ化物洗口の実施上の留意事項について

#### (1) インフォームド・コンセント

- 保護者等を対象とした説明会等を開催し、集団フッ化物洗口の具体的な方法、期待される効果、安全性等について十分に情報提供を行い、実施に当たってはフッ化物洗口の実施に関する希望調査を行い、保護者等の意向も確認すること。

#### (2) フッ化物洗口を希望しない者について

- 施設等において、フッ化物洗口を希望しない者がいる場合には、洗口時間帯に水で洗口させるなどの必要な配慮を行うこと。

#### (3) 他のフッ化物局所応用の組合せ

- フッ化物洗口とフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等の他のフッ化物局所応用を併用しても、問題はない。

#### (4) パンデミック発生時等の対応について

- 飛沫感染するリスクのある感染症のパンデミック発生時等には、感染予防の観点から、洗口中及び吐き出し時に飛沫が飛ばないように注意すること。
- パンデミック等の影響により、例えば緊急事態宣言に伴い、一時的に集団フッ化物洗口を中断した場合は、緊急事態解除宣言時等に、地域における

感染状態及び感染対策の状況等を踏まえつつ、必要に応じて各地域の関係者で協議を行い、集団フッ化物洗口の再開の時期等を適宜判断すること。

## 5. 地方公共団体による集団フッ化物洗口事業の実施について

集団フッ化物洗口事業は、各地域における関係者との協議状況等を踏まえて実施する。地方公共団体の集団フッ化物洗口事業の導入に当たっては、以下の標準的な取組手順を参考にされたい。

- ①担当者間の集団フッ化物洗口の実施に関する検討
- ②集団フッ化物洗口事業を実施する際の関係者（歯科保健担当部局や教育担当部局等を含めた行政関係者や歯科医師会等の関係団体）間の合意形成
- ③集団フッ化物洗口を実施する施設等の関係者に対する説明
- ④フッ化物洗口対象者本人あるいは保護者に対する説明
- ⑤施設等における集団フッ化物洗口の導入・実施

## 6. フッ化物洗口の安全性について

### (1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

フッ化物洗口液については、たとえ1人1回分を全量誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられていることから、安全性は確保されている。

#### 1) 急性中毒

通常のフッ化物洗口の方法であれば、フッ化物の急性中毒の心配はない。

#### 2) 慢性中毒

長期間継続してフッ化物を過剰摂取した場合に生じうるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。

歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに生じる症状である。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であれば、永久歯の切歯や第一大臼歯は歯冠部がほぼ完成しており、また他の歯は形成途上であるが、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量等では、歯のフッ素症が発現することはない。

骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であることから、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量では、発現することはない。

### (2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、適切ながいができない者等を除き、う蝕予防法として奨められる方法である。

また、水道水にフッ化物が添加されている地域のデータを基にした疫学調査等によって、フッ化物と骨折、ガン、神経系及び遺伝系の疾患、アレルギー等の疾患との関連等は否定されている。

## 7. その他

施設等における集団フッ化物洗口に関する詳細については、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」で作成された「フッ化物洗口マニュアル」(2022年版)を参照されたい。

事務連絡

令和5年2月8日

**【重要】**

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和5年度における学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等について期間等の取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立大学法人担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、毎学年、6月30日までに実施することとされていますが（同法施行規則第5条）、令和5年度当初においても新型コロナウイルス感染症に関する従前の医療提供体制の継続が見込まれることから、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を

設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第 13 条第 1 項）の実施について

#### (1) 令和 4 年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしているが、まだ実施していない学校については、早急に実施すること。

#### (2) 令和 5 年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、新型コロナウイルス感染症患者の診療対応等により、健康診断のための学校医の日程の確保が困難になるなど、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

### 2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

事 務 連 絡  
令和 5 年 2 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高校生向けテキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」(2023 年度版)を活用した  
令和 5 年度における献血の普及啓発について (依頼)

標記について、令和 5 年 2 月 27 日付け事務連絡で厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より別紙のとおり、依頼がありました。

ついては、この趣旨を御理解いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の高等学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その管下の高等学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

(献血の普及啓発について)  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
血液対策課献血推進係  
電 話 : 03-5253-1111 (内線 2908)

(本通知について)  
文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 保健指導係  
電 話 : 03-5253-4111 (内線 2918)

事務連絡  
令和5年2月27日

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

高校生向けテキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」(2023年度版)を活用した  
令和5年度における献血の普及啓発について(依頼)

献血の普及啓発につきましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、毎年、献血の普及啓発のため、高校生用及び教員用テキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」を作成しております。

令和4年度におきましても、教育委員会等のご協力のもと本テキストの必要部数及び送付先の調査を行い、各高等学校に送付いたしました。

つきましては、令和5年度において、当該テキスト(「けんけつ HOP STEP JUMP」(2023年度版))を活用した高校生等に対する献血の普及啓発を積極的に実施していただきたく、貴課より各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課、各都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国公立大学法人付属学校事務主管課、各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課、及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課へ周知下さいますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

また、日本赤十字社では、都道府県赤十字血液センター等への見学の受入れや、献血セミナーも行っており、これらも併せて御活用いただけるよう周知いただきたく、よろしく御願ひ申し上げます。

(参考 URL)

○献血を理解するための高校生用テキストについて(2023年度版)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28332.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28332.html)



【連絡先】

厚生労働省医薬・生活衛生局

血液対策課献血推進係

電話:03-5253-1111(内線 2908)

E-mail:kenketsugo@mhlw.go.jp

事 務 連 絡  
令和5年3月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 御中  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

中学生を対象とした献血の普及啓発について（依頼）

標記について、令和5年3月6日付け事務連絡で厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より別紙のとおり、依頼がありました。

ついては、この趣旨を御理解いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の中学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の中学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その管下の中学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

（献血の普及啓発について）  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
血液対策課献血推進係  
電 話：03-5253-1111（内線 2908）

（本通知について）  
文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 保健指導係  
電 話：03-5253-4111（内線 2918）

事務連絡  
令和5年3月6日

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

中学生を対象とした献血の普及啓発について（依頼）

献血の普及啓発につきましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、少子化の影響等により若年層の献血者数の減少が顕著となっております。厚生労働省では、献血普及啓発のため、毎年、中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成しております。

中学生は献血可能年齢ではありませんが、将来にわたって安定的に血液を確保するために、献血可能年齢になる前から将来の献血者として、普及啓発活動を一層推進したいと考えております。

令和4年度におきましても、教育委員会等のご協力のもと本ポスターの必要部数及び送付先の調査を行い、各中学校に送付いたしました。

つきましては、当該ポスターの積極的活用について、貴課より各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課、各都道府県私立学校主管部課及び附属学校を置く各国公立大学法人付属学校事務主管課へ周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、日本赤十字社では、都道府県赤十字血液センター等への見学の受入れや、献血セミナーも行っており、これらも併せて御活用いただけるよう周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

（参考 URL）

○厚生労働省 血液事業の情報ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kenketsugo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kenketsugo/index.html)



【連絡先】

厚生労働省医薬・生活衛生局

血液対策課献血推進係

電話：03-5253-1111（内線 2908）

E-mail：kenketsugo@mhlw.go.jp